

[民 法]

【出題意図】

〔第1問〕

改正民法における危険負担と解除制度の基本的理解を問う問題である。危険負担制度は、本来、双務契約において、一方の債務が履行不能となった場合に、他方の債務の存否について定めるルールであるのに対して、解除は、一方当事者の意思表示によって契約の解消を認める制度である。改正前は、履行不能があった場合には、債務者に帰責事由がある場合には解除が、帰責事由がない場合には危険負担が適用されるというように、棲み分けがなされていたが、改正後は、解除の要件から帰責事由がなくなったため、履行不能の場面では、危険負担と解除制度の両方が適用可能となったが、その効果は、危険負担が履行拒絶であるのに対して、解除は契約の解消である。

〔第2問〕

建築請負契約における建物所有権の帰属の問題について問う問題である。判例は、建築請負における建物所有権の帰属は、主たる材料を提供したかどうかを基準としているが、中途放棄された工事を第三者が完成させた場合には、加工の規定を適用すべきであるとしている。本問は必ずしも、上記のような判例の知識を問うものではなく、事案に即して説得的な立論ができているかどうかを問うものである。

【商法】**出題の意図**

〔第1問〕本問は、株主総会および取締役会という二つの会議体について、それぞれの決議の特徴を理解しているかどうかを問うものである。

〔第2問〕本問は、株式会社における報酬規制とその解釈に関する判例および学説の状況を理解しているかどうかを問うものである。

【民事訴訟法】**出題の意図**

本問は、民事訴訟の基本原則である処分権主義及び弁論主義について正確に理解しているかどうかを、請求の認諾及び裁判上の自白を素材として問うものである。請求の認諾及び裁判上の自白は、いずれも相手方の言い分を認める行為であり、私的自治の尊重を基礎として裁判所の審理判断を不要とするが、前者は請求を対象とする処分権主義の次元の問題である（認諾調書が作成されると判決そのものが不要となる）のに対して、後者は事実に関する相手方の主張を対象とする弁論主義の次元の問題であることを指摘し、両者を明確に区別して正確に説明することが求められる。

国際法

<出題意図>

修士論文作成に必要な国際法についての基礎的知識を問うものである。

〔労働法〕

出題の意図

いずれも労働法の基本的理解を問う問題である。〔第1問〕は労働時間法制の基本的な理解について、〔第2問〕はフリーランスに対する労働法上の保護の可能性について問うものである。〔第3問〕は、懲戒処分の有効性に係る基本的な事例問題である。

知的財産法

出題の意図

〔第1問〕は、著作権法における著作者の保護のうち、著作者人格権等による著作者の人格的利益の保護に関する基本的な理解を問う問題である。〔第2問〕は、商標権の保護と不正競争防止法における周知商品等表示混同惹起行為に対する保護との異同関係に関する基本的な理解を問う問題である。

政治学 (R5 - 1)

【出題の意図】

- (1) ①投票行動における社会心理学モデルとして確立されたミシガン・モデルを把握しているか、②若者の民主政治と投票行動に関する世界的な潮流とともに、日本国内でも投票年齢の引き下げに続き、被選挙権年齢下限の引き下げの議論が出るなど、若者の選挙に対する態度等について議論されてきていることを踏まえ、その背景や様々な問題点について自分なりの考え方をわかりやすく説明できるか、これらについての理解力を見る。
- (2) 経済制裁は国際法違反を前提に展開されるものの、そもそも経済制裁の効果については懐疑的な研究も存在するし、経済制裁による悪影響も指摘されてきている。果たして経済制裁は規範的に正当化できるかについて様々な観点を踏まえて検討することができるかを評価する。
- (3) 多数者が、数の力で少数者の権利や意見を蔑ろにする危険性について、具体例を用いて説明することができるかという点に加え、(必ずしもベストの制度ではないとしても) 民主政の倫理的正当性を共有されていることの根拠を考察できるかを問う。
- (4) メディア等でも経済安全保障という言葉がしばしば使われるようになってきたが、経済安全保障という概念は多義的であることを意識する必要がある。解答では受験者の考える経済安全保障について定義して限定させ、グローバル経済の中で国家や社会に突き付けられている課題について、実際の例を挙げながら論じることができるかどうかを判断する。

【開発協力論】

出題の意図

開発協力論が捉える射程の広がりに対応して、選択可能な設問とした。

(1) は、開発協力論の基礎的な理解を問うオーソドックスな問題。現実課題への対処を旨とする分野の特性として、一定の学びを深めていれば当然に具体的な事例を挙げることができる想定した。

(2) は、近年、開発協力論がカバーすべき新たな領域として密接に関わりつつある「人の移動」に関するイシューである。ウクライナ危機を契機としてあらためて浮き彫りにされた日本の移民政策（難民を含む）が抱える課題は、開発協力に関心のある者であれば当然に論じることができる視角を持っていると想定した。

両設問とも、グローバルな課題に敏感にアンテナを張っているか、そこから自分なりの論点をみつけ、それを分析する視角を持ち得ているかという洞察力、問題が生起するメカニズムを解明する分析力や提案力を測ることを意図した出題である。